

現在の投資信託の運営実務における基準価額等の算出業務等について

投資信託法制等における信託財産に係る計算事務等に関する法制度

投資信託委託会社	受託銀行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用報告書の作成・交付義務(投資信託法第 14 条) ・ 投資信託財産に関する帳簿作成・保存義務(投資信託法第 15 条、同法施行規則第 26 条) 9 受益証券基準価額帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託事務に関する計算、信託財産に係る帳簿作成・保存義務(信託法第 37 条) ※ 信託事務計算上(報酬、税金等の費用計上)基準価額が必要

基準価額に基く必要のある投資信託の財産計算や個別の受益者に係るデータ管理等に関する業務

投資信託委託会社	受託銀行	販売会社(利子・配当の取扱い者)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託財産の帳簿作成、運用報告書の作成の基準価額(純資産)が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託事務計算上(報酬、税金(消費税)等の費用計算上)基準価額(純資産)が必要 ※ 消費税等の過少申告となった場合には延滞税が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加型株式投資信託に係る個別受益者の個別元本管理 ・ 期中の解約・償還、金銭分配時の源泉徴収額の計算 ※ 源泉徴収税額の過少申告となった場合には延滞税が発生 ・ 支払い通知書等の記載事項